

IFRS9号に関する修正 国際基準の改正、公表

—ASBJ

去る4月9日、企業会計基準委員会は第382回企業会計基準委員会を開催した。

今回は、改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準）によって構成される会計基準」（以下、「本修正国際基準」という）について審議され、公表議決が行われた。

本修正国際基準の公表議決

前回（2018年4月20日号（No.1510）情報フラッシュレポート）での議論を踏まえ、事務局より、本修正国際基準の最終文案が示された。
次の文書が公表議決の対象となる。

- ① 修正国際基準の適用
- ② 企業会計基準委員会による修正会計基準1号「のれんの会計処理」
- ③ 企業会計基準委員会による修正会計基準2号「その他の包括利益の会計処理」

委員の意見

委員から特段の反対意見は聞かれなかった。
しかし、念押しとして、今回

する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。

はエンドースメント手続としてIFRS9号を議論したものであり、今後のIFRS9号と日本基準とを国際的に整合させる取組みについての議論とは別のものがある旨が確認された。

出席委員全員の賛成をもって公表議決された（4月11日公表）。

適用期日

今回改正された修正国際基準は、公表日（4月11日）以後開始

する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。

ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。

また、本修正国際基準の公表に伴い、「修正国際基準公開草案第5号」『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準）によって構成される会計基準』の改正案に対するコメントが同日、公表されている。

ヘッドルーム・アプローチとその開示要求は支持しない方針

—ASBJ、ASAF対応専門委

去る4月5日、企業会計基準委員会は第67回ASAF対応専門委員会を開催した。

4月16・17日に開催されるASAF会議において質問が予定されている次の事項について、ASBJの発言案が示された。

- ① 開示に関する取組み—開示原則
- ② のれんおよび減損
- ③ コモディティ・ローンおよび関連する取引

び関連する取引

開示に関する取組み

(1) 情報の記載場所
財務諸表の外におけるIFRS情報について、財務諸表が利用可能な期間にわたり確実に入手可能な状態にすべきであり、財務諸表が含まれる同一文書のなかに限りIFRS情報の外に開示することを認めるべきであること、また、財務諸表に含ま

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
5月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成30年4月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
5月31日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成30年3月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人 (平成30年2月期) 2カ月延長法人 (平成30年1月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(3月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期、9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(3月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(6、9、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
5月中の条例で定める日まで	⑩ 自動車税、鉦区税の納付(都道府県知事)	⑩ 賦課期日は4月1日

れる非IFRS情報について、財務諸表は本質的に法令遵守のための文書であり、利用者の理解に有用だからといって、どのような情報でも財務諸表に含めるべきではないことが発言案として示された。

(2) 開示すべき会計方針

開示すべき会計方針については、関連する項目、取引または事象の重要性に基づき選定したうえで、目的適合性の高い情報を記載する一方、目的適合性の低い情報は可能な限り記載しないようにすべきとの発言案を示した。

のれんおよび減損

(1) のれん償却の再導入を検討しないこと

2017年12月のIASBボード会議で、のれん償却の再導入について再検討されないことが暫定決定されたことは残念であり、再導入の検討を望む関係者はASBJに限られないことを踏まえれば、関係者から十分なフィードバックが得られるよう今後の公表文書では個別の質問項目に再導入に対する見解を含めるべきとの発言案を示した。

(2) 使用価値の計算の簡素化

税引前インプットに関して、キャッシュ・フロー割引率に関する仮定の内部的な整合等の基本原則に焦点を当て、それ

以上の詳細な調整まで会計基準が特定しないことについては少なくとも税引前か税引後かを明記させる必要があること、また使用価値の計算に関する制限の撤廃に関しては、使用価値の計算を過度に恣意的なものとしないう範囲で将来キャッシュ・フローの見積りに関する原則的な規定に焦点を当て、具体的な項目に関する詳細な規定の一部を削除すること自体には反対しないとの発言案が示された。

(3) 開示要求の追加を検討すること

企業にヘッドルームの開示を要求することは、企業に部分的に自己創設のれんを計算・報告させることにつながり、財務報告の目的を超える要求事項となることが考えられ、ヘッドルームのプローチについても、ヘッドルームの開示要求についても支持しないとの発言案が示された。

【モティティ・ローンおよび関連する取引】

コモディティ等の資産を投資目的で保有する取引や現金のよりに使用する取引は、一般的に広く普及している取引ではなく、また、議論の対象となっていない取引のうち仮想通貨以外の取引について、関係者から基準開発に関する強いニーズは聞かれていないとの発言案を示した。

昨年、初めてVR(バーチャルリアリティ)を体験しました。仮想現実の世界でスキートの急降下や高層ビルでの綱渡りなどを体験し、楽しい時間を過ごすことができました。一方で、現実世界での体験の価値が落ちてしまうのではないかと不安に感じました。たとえば、「VRでインドの観光をしたから、現地に行く必要はない」と考える人が増えるかもしれません。インターネットの普及によって「行ったつもり」で海外について語る人が増えた印象がある中で、VRでそれに拍車がかかる

と予測できます。インターネット検索やSNS等で情報があふれるようになってから、実際は体験したことがないのに、あたかも体験したことがあるように語ったり、詳しく知っていたりすることが可能になりました。しかし、1人ひとりが現実世界に向き合わなければ、実際のところはわからな

よって、事前情報では想像もできなかったことが毎日のように起こります。つまり、事前に想像したり準備したりすることは大切ですが、私たちに必要なのは「今、この場所で」「心と体を感じたことを受け入れ、対応していくことができる力です。これは現実世界でしか獲得することができません。

この力を獲得するための方法は、「とにかくやってみる」ことです。とにかく実際に体験し



よう心掛けています。その実践がうまくいこうとうまくいくまいと、実際に一度でも体験したことは自分の引出しを増やします。そしていざというときに役立つ立ちます。また、何かについて学びたいと思ったら、すぐに教室を探して見学に行きます。ちなみに、今は太極拳教室に通っています。いつまで続くかわかりませんが、そんなことはあとで考えればよいことです。「とにかくやってみる」ことが大事です。たとえば、太極拳を通して、体の硬さ、肩の力み、呼吸の浅さや乱れ、他人の言葉を正面から受け止めてしまうときのつらさなどに気づくことができました。これらは直接体験しないと感

じているものかもしれませんが、実際に「今、この場所で」体験することでしか味わえないものもあります。直接体験したときの心と体の感覚は、あなたの人生を豊かにしてくれます。特に、普段頭でかちになりがちな人に「とにかくやってみる」という体験を味わってほしいと思います。

誰しも少なからず「行ったつもり」「やったつもり」で生活しているものかもしれませんが、実際に「今、この場所で」体験することでしか味わえないものもあります。直接体験したときの心と体の感覚は、あなたの人生を豊かにしてくれます。特に、普段頭でかちになりがちな人に「とにかくやってみる」という体験を味わってほしいと思います。

「メンタルクリエイティブ 江口毅」

IAS7号等に関連するアジェンダ決定案への対応、検討

IASBJ、IFRS適用課題対応専門委

去る4月10日、企業会計基準委員会は第20回IFRS適用課題対応専門委員会を開催した。今回は2018年3月に開催された、IFRS-IC会議において議論されたアジェンダ決定案についてのコメントレターの提出可否等について検討が行われた。

なお、IFRS-ICはこれらの決定案について、2018年5月22日までコメントを募集しており、今後、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

主な審議事項は次のとおり。
IAS7号「短期の借入金および信用枠の分類」
 IAS7号「キャッシュ・フロー計算書」における短期の借入金および信用枠の分類に関するアジェンダ決定案について、コメントレターを提出するか否かが検討された。

IASBスタッフは、銀行との当座借越以外の借入金については現金および現金同等物に含めることができる対象とはならないとしたうえで、IAS7号は銀行との短期の取決めに現金および現金同等物の内訳に含めるべきか否かを評価するのに十分な基礎を提供しているため、アジェンダに追加しないとの判断を示した。

これに対してASBJ事務局は決定案の結論に同意する一方で、当座借越を現金および現金同等物の内訳に含める要件の1つに要求払債務があることにより、現金同等物に含めることができず、当座借越の範囲が狭くなっていることを疑問視している。

現行の記載はそれが要求事項とも読み取れる文言であること、要求払であることは当座借越の性質を判断する本質的な判断基準には該当しないことから、本件はアジェンダ決定を行うことが望ましいとのコメントレター案を示した。

しかし、専門委員からは「本件は基本財務諸表プロジェクトで検討するべきである」等の意見が出され、審議の結果、コメントを提出しない方向となった。

IFRS9号「特定の種類の実務的デューアルカレンシー債券の分類」
 IFRS9号「金融商品」における特定の種類のデューアルカレンシー債券の分類に関するアジェンダ決定案について、コメントレターを提出するか否かが検討された。

IFRS9号およびIAS39号「金融商品」認識および測定」におけるロード・フォロイング・スワップでのヘッジ会計に関するアジェンダ決定案について、コメントレターを提出するか否かが検討された。

ロード・フォロイング・スワップについても前記のデューアルカレンシー債券と同様、一般的ではないため、アジェンダに追加しないとIASBスタッフは判断した。ASBJ事務局も、日本でもヘッジ会計関係でこれらの商品を使用している企業が少なくないという論点に当てはまらないとの見解を示し、コメントを提出しない方向とした。

経理用語の豆知識

繰延税金資産等の表示方法



繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は双方を相殺して表示する。異なる納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は双方を相殺せずに表示する。

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳を注記するにあたっては、繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)をあわせて記載する。繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、評価性引当額は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載する。

評価性引当額に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。なお、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表において記載することを要しない。

非財務情報の役割等についてヒアリング

金融審議会ディスクロージャーWG

去る4月9日、金融審議会は第4回ディスクロージャーワーキング・グループ(座長・神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授)を開催した。

今回は、ハーミーズ(英国の資産運用会社)とカルスターズ(カリフォルニア州教職員退職年金基金)から、投資方針における非財務情報の役割などをテーマにヒアリングを行った。「財務情報とは会社の過去を

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年4月6日	金融庁告示第20号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件	金融庁	『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』、および「収益認識に関する会計基準」を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に指定するもの。 https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180406.html	—
2018年4月11日	改正「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」	ASBJ	2014年7月に改正が公表されたIFRS9号「金融商品」における改正点を主な対象としてエンドースメント手続を実施したもの。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/jmis/y2018/2018-0411.html	2018年5月1日 号情報フラッシュ
2018年4月13日	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等	金融庁	企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」等が公表されたことを受け、所要の改正を行うもの。コメント期限は2018年5月12日まで。 https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180413-2.html	

金融

リスクへの具体的な言及がなかった日銀総裁会見

日銀の黒田総裁は4月9日、2期目に再任されて初めての記者会見で、引き続き2%の「物価安定の目標」を早期に達成することを目指していく、と基本的に従来の政策を引き継いでいくことを表明した。

一方で、出口戦略については、「その際の経済・物価・金融情勢によって変わり得る」として、現在の米FRBの出口戦略が、かつて公表したものとは異なっていることを挙げ、早い段階で具体的な進め方を示すことは市場の混乱を招くと述べた。

また、消費税については2014年4月の5%から8%への増税がその後のマイナス成長、物価上昇期待に悪影響を与えたことは認めたものの、2019年10月に予定されている2%の税率上げは、前回より上げ幅が小さいことや食品等が除外されていることから前回より影響はかなり小さいと述べた。

また、金融機関の収益力への悪影響や日銀のバランスシートが毀損するリスクなどの金融緩和の副作用について、こうしたリスクを認めつつも具体的な対策

応策を答えることはなかった。

現在の非伝統的金融政策を終えたときにのみリスクがあるのではなく、これまでの伝統的金融政策でも長期間継続した後には政策転換した場合に副作用が出た例は日本でも諸外国でもあったこと、また今の時点では金融資本市場を通じて实体经济に何か大きな影響を及ぼしていることはないとの回答があった。

副作用について具体的な答えをかわしており、再任された5年の間で何か新たな展開がみられることはなさそうだ。

今後、想定されるリスクは金利上昇リスクだろう。直近だけでみても、中国とアメリカの貿易競争への懸念やアメリカによるシリアに対する攻撃など、地政学的なリスクは常に発生する。リスクが顕在化すれば、年初来の壁となっていたWTI原油価格で70ドルを超えるのは確実で、インフレリスクはいっそう高まることになりそうだ。

のか、交渉決裂となるのか、その中間の曖昧さを残す妥協となるのか、現時点ではまったく読めない。

しかし、交渉決裂にさえならなければ、株価にはプラスに働きたらずことから、円相場も円高にふれることはないと思われる。このとき、日本市場は素直に株高を享受できよう。

これまで、株価が下落した際の支えになったのは、企業収益の堅調・好調であった。下落した株価は収益見通しに比べ、割安になったとして、さらなる下値への不安を解消できた。ところが、企業収益も円相場に大きく影響される。4月の始めに発表された「日銀短観」では2018年度の企業収益は若干ながら減少する予想となった。これまで株式市場で予想してきた企業収益は2018年度増益であった。両者のギャップは想定円相場の違いにある。

通貨である円買いを招くのだという。日米の金利差から円安シフトを期待している日本市場だが、世界同時株安、貿易競争の勃発、北朝鮮情勢の緊張などの局面で、円高に見舞われ、世界の平均以上に株価調整となってしまう。為替相場の最有力の決定要因であるはずの金利差が効かないのだ。

地政学リスクの筆頭である北朝鮮情勢は5月末までに何らかの結論がでる。北朝鮮の完全な非核化という最高の結果となる

4月末から企業が収益の2017年度実績と2018年度予想を発表する。これまで株式市場が抱えてきた2018年度増益予想はどうなるか。日銀短観と違って増益予想は変わらないとなれば、もちろん株高に繋がらう。しかし、その場合、企業が円相場の想定いかによって、評価が分かれるだろう。

証券

株価の方向を左右する円相場

日本の株式市場は4月から新年度に入り、投資家の昂揚感が生じる時期とされるが、株価はなかなか方向感が定まらない。このところ、株安をもたらしやすい国際的な経済・政治情勢になると、円高が進み、結果として日本株価の下落が目立つという、日本株にはありがたくない図式ができあがっているようだ。

日本経済は弱いはずなのに、諸外国から円は安定通貨とみなされておき、米株価の下落を含め海外情勢の緊張・悪化が安定